

徳島県告示第百二十八号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
有限会社Jimon	阿南市富岡町東池田口一七番地二	訪問看護ステーション 慈門	阿南市津乃峰町東分七一番地五	介護予防訪問看護	令和八年三月一日
医療法人三輝会	徳島市南田宮四丁目三番九号	稲山病院訪問リハビリテーション	徳島市南田宮四丁目三番九号	介護予防訪問リハビリテーション	同
同	同	デイケアりんどう	同	介護予防通所リハビリテーション	同
有限会社SGリンク	同 北佐古二番町三番三二号	有限会社SGリンク	同 中常三島町三丁目二六一〇一	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	同
株式会社Youto	海部郡美波町北河内字大戸五三四番地二	株式会社Youto	小松島市中郷町字加藤六八番地四	同	同